

(総則)

第1条 貸主は、別添の仕様書により、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 貸主は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、借主の指示を受けるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 貸主は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させ、担保に供してはならない。ただし、事前に借主の承諾を得た場合はこの限りではない。

(機器等の保守)

第3条 貸主は、借主が機器等を常に正常かつ安全に使用できるように保守を行わなければならない。

2 貸主は、機器等の保守方法について、事前に借主の承認を得なければならぬ。

3 借主は、善良なる管理者の注意をもって機器等を使用しなければならない。

(契約内容の変更)

第4条 借主は、この契約の締結後の事情により、契約内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、賃貸借料又は期間を変更する必要があるときは、借主及び貸主は、協議して書面によりこれを定めるものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第5条 貸主は、仕様書記載の支払方法に基づき、借主の指示する方法により請求するものとする。

2 借主は、貸主からの請求があったときは、その請求書を受理した日から30日以内に貸主に対し賃貸借料を支払うものとする。

3 この契約の締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、借主は、この契約を何ら変更することなく、賃貸借金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

(契約の解除)

第6条 借主又は貸主は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。ただし、債務の不履行が自己の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 本契約上の債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 相手方が本契約上の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本契約上の債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的が達することができないとき。

(4) 本契約上の債務の履行をせず、相手方が催告しても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなとき。

(5) 重大な過失又は背信行為があったとき。

(6) 支払の停止があったとき、仮差押、差押、競売の申立てがあったとき、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算等の各開始の申立てを自らしたとき若しくは第三者から各開始の申立てを受けたとき、手形交

換所の取引停止処分を受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(7) 貸主又は貸主の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(8) その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

2 借主又は貸主は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合において、相当期間を定めて履行の催告、是正措置の指導等をしたが、相当期間経過しても履行、是正等が行われない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 相手方が本契約の条項に違反した場合

(2) 相手方が本契約の履行について不正の行為をした場合

(3) 前各号のほか、この契約に基づく義務を履行しないとき。

3 前2項により解除が行われたときは、解除を行った当事者は、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

(借主の解除権)

第7条 借主は、自己の都合によりこの契約の全部または一部を解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までに書面により通知しなければならない。

2 借主は、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

3 第1項により解除が行われた場合、解除によって貸主に損害を及ぼしたときは、借主はその損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第8条 貸主は借主に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア　自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
イ　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与しているものをいう）が反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。

ア　暴力的な要求行為

- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- 2 貸主が前項のいずれかの確約に反した場合は、借主は何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合は、貸主は借主に対し、借主の被った損害を賠償するものとする。
- 4 第2項の規定により本契約が解除された場合は、貸主は解除により生じる損害について、借主に対し一切の請求を行わない。
- (機器等の返還)
- 第9条 借主は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によって機器等を貸主に返還する場合は、機器等を原状に復して返還するものとする。ただし、通常の使用及び収益によって生じた機器等の損耗並びに機器等の経年変化についてはこの限りでない。
- (秘密の保持)
- 第10条 貸主は、この契約によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (疑義等の決定)
- 第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、借主及び貸主は、協議して定めるものとする。